

防 衛 大 臣 } あて
北 関 東 防 衛 局 長 }

福 生 市 議 会

議 長 田 村 昌 巳

横 田 基 地 対 策 特 別 委 員 会

委 員 長 杉 山 行 男

平成 2 5 年 度 防 衛 補 助 事 業 等 の 要 望 に つ い て

盛夏の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素は当市における横田基地周辺対策事業に対しまして、深い御理解と御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私ども市議会といたしましても、市民の生活環境の整備充実等につきまして、専心努力しているところであります。

つきましては、重要かつ緊急な平成 2 5 年度の民生安定施設事業等について別紙のとおり要望いたします。

御承知のとおり、福生市の行政面積の三分の一を占める横田基地は、市街化区域である人口密集地に所在しております。

また、在日米軍再編に伴う航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊の横田基地移駐も完了し、本年 3 月からは正式に「航空自衛隊横田基地」の運用も開始され、周辺住民はさらなる騒音と、いつ発生するかわからない事故等に不安な毎日を送ることとなります。

このような状況のもと、市街地上空における軽飛行機の低空飛行や C-130 輸送機の低空での飛行訓練が行われており、多くの市民から苦情や抗議が寄せられ、その対応に苦慮しております。

さらに、平成 1 3 年 9 月の米国でのテロ事件以後、今日においても基地内において、運用即応演習等さまざまな訓練が行われており、市議会としても、一定の理解はするところではありますが、この訓練も周辺住民に多くの不安を与え、基地と地元自治体との関係に悪影響を及ぼすものであります。

このように、横田基地の存在は、市民生活に計り知れない騒音被害や事故等に対する不安を与えているのが現状であります。

何とぞ、当市の置かれている厳しい状況を御賢察いただき、要望いたします諸事案の実現方につき、より一層の御配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

横田基地周辺対策等要望事項

1 横田基地に関する在日米軍の再編に係る対応について

- (1) 在日米軍再編に伴う横田基地の態様の変化については、周辺住民にとって重大な関心事であることから、福生市議会が平成23年1月12日付、福議発第186号をもって提出した「中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度)に対する抗議・申入れ書」による、9項目の申入れ事項【別紙1】について、貴職が平成23年1月31日付、関防第461号をもって回答された事項【別紙2】を遵守し、引き続き誠実に対応されたい。
- (2) 横田基地の態様の変化に係る具体的な取組みに当たっては、航空機騒音など、基地周辺住民の生活への影響を増大させないよう、具体的な対策を事前に示すよう図られたい。
- (3) 航空自衛隊の移駐が完了し、平成24年3月26日より、航空自衛隊横田基地の運用が開始されたが、航空自衛隊の存在は、地元自治体に多大な影響を与える可能性があるため、その活動等特段の配慮をされたい。
- (4) 軍民共同利用の取組みに当たっては、情報の提供に努めるとともに、地元自治体の意見に十分配慮されたい。
- (5) 米軍普天間飛行場の移設問題等、沖縄の基地負担軽減に関しては、横田基地においても、関東空軍施設整理統合計画(KPCP)を始め、航空自衛隊航空総隊司令部の移駐等、沖縄と同様に基地機能の強化が行われており、たとえ、垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの一時配置であっても、現状を超える基地機能の強化は容認できない。
今後、情報の提供に努められるとともに、横田基地の現状を超える基地機能の強化がなされないよう図られたい。

2 平成25年度防衛補助事業の要望について

【別紙3】要望一覧表の全事業を採択されたい。

3 横田基地周辺対策及び基地交付金、調整交付金予算等の充実について

行政面積の3分の1を横田基地に提供している福生市は、都市計画上、地域振興等の面において、その発展を大きく阻害されている。

いわゆる「思いやり予算」との均衡を図る意味からも、横田基地に係る補償的性格が強い周辺整備対策経費の増額を図るとともに、周辺住民からの多様化する各種要望に対応するため、法改正を含めた対象事業等の充実、拡大に取り組まれたい。

また、総務省所管の基地交付金、調整交付金予算については、制度の目的に沿った増額措置がされず、自治体の財政を圧迫している状況にあるため、基地対策の一環であるとの認識の下に、所要の予算を確保されるよう積極的に支援願いたい。

(1) 防音機能復旧事業の採択については、調査時の騒音数値がたとえ低くても、実際には、常駐機や飛来機の騒音が基準値を超えることもある。

基地が存在する以上、今後、態様の変化は、いつ起こるか分からない状況であるので、適用基準、調査方法等の見直しを行い、過去において環境整備法第3条2項により騒音防止事業を実施したすべての学校について、同レベルでの防音機能復旧事業を採択されたい。

(2) 特定防衛施設周辺整備調整交付金については、平成23年の法改正により、交付対象事業の拡大や基金造成費の新設など一定の充実が図られたところであるが、航空総隊司令部の移転により航空自衛隊横田基地が運用されることは、横田基地の大きな態様の変化であり、交付額の増額など、より一層の充実を図られたい。

(3) 住宅防音区域については、環境基準である70W 値まで(現行75W 値)対象区域の拡大を図ること。合わせて、住宅防音に係る電気料金等の助成について全戸を対象とされたい。また、告示後住宅についても補助対象とされたい。

なお、住宅防音工事の助成手続きに関しては、今後とも地方自治体及び補助事業者の負担増大につながることなく、引き続き円滑に行えるよう図られたい。

(4) NHK放送受信料免除区域の市内全域への拡大及び受信料の全額免除を図られたい。

(5) 地上デジタル放送移行により、基地に起因する受信障害が発生した場合は万全な防止策を講じられたい。

(6) 横田基地周辺に所在する、防衛省所属行政財産の無償使用については、幅広く利用できるよう使用範囲の拡大を図るとともに、特に、滑走路南側福東地区の行政財産については、市民の緑地整備要望等もあることから、積極的に使用許可していただくよう取り組まれたい。

(7) 米軍再編計画に基づく航空自衛隊の移駐に伴い、米軍施設の建て替え、自衛隊施設の新設が行われた。

このため総務省に対して、米軍施設については、評価額の早期見直しがされるよう、また、自衛隊施設については、米軍との共同使用に鑑み、米軍施設と同様に基地交付金の対象資産として予算確保されるよう支援を願いたい。

4 横田基地の運用に伴う安全確保の徹底

横田基地の運用にあたっては、安全確保の徹底に努め、周辺住民に不安を与えることのないよう、細心の注意を払うこと。

(1) 横田基地の常駐機及び飛来機の点検整備を強化し、事故防止に万全な措置を講じることを米軍に要請されたい。

(2) 拝島駅から横田基地までの通称引込み線は大量の燃料輸送に使用されているが、その安全対策については、付近住民は昨今のテロ問題などにより非常に心配しているため、輸送管理の安全について、徹底するよう米軍に要請されたい。

また、主要地方道7号線杉並・あきる野線(通称五日市街道)は、車両の交通量が多く特に朝夕は渋滞が発生しやすい路線であるが、この五日市街道を引込み線が横断するために設置された砂川街道踏切を車両が通過する際は、道路交通法に基づき一時停止することから、その渋滞を悪化させ、交通安全上の危険や排気ガスの環境悪化など周辺住民には大きな苦痛となっている。

渋滞を解消するための鉄道と連動した信号機の設置について、現在、設置費用、負担者等、関係者間で調査・調整中であるが、工事内容及び設置費用等、具体的に決まり次第、米軍に協力するよう要請されたい。

- (3) 横田基地の燃料貯蔵施設及び給油施設の点検整備を強化し、事故防止に万全な措置を講じることを米軍に要請されたい。
- (4) 横田基地の老朽化施設の点検など、火災予防に向けた万全な措置を講じるよう米軍に要請されたい。
- (5) 横田基地内で感染症が発生した際などは、感染拡大防止のため、適切かつ万全な予防措置を講じるとともに、具体的な措置状況をできるだけ多く、かつ、速やかに情報提供するよう米軍に要請されたい。

5 米空母艦載機による着陸訓練の全面中止について

米空母艦載機による訓練については、横田基地本来の機能を超えるものであり、日米両政府了解事項を遵守し、引き続き、訓練については暫定施設ですべて実施し、横田基地では予備日を含め、一切行わないこと。

なお、暫定施設に変わる本格的な訓練施設の早期設置を米軍に要請されたい。

6 騒音防止対策の推進について

市民生活に配慮し、航空機騒音被害を軽減するため、日米合同委員会の合意事項を遵守するとともに、次の対策を講じることを米軍に要請されたい。

- (1) 夜間22時から翌朝6時までには訓練飛行、エンジンテスト等を行わないよう徹底するとともに、特に、市民からの苦情が多くなる20時から22時まで及び6時から7時までも極力行わないこと。
- (2) 土曜日、日曜日、国民の祝日、盆、年末年始、市の大きなイベント、祭り等が開催される日、入学試験時期等においては、飛行訓練、エンジンテストは行わないこと。
- (3) 基地周辺上空での航空機の低空訓練飛行を行わないこと。

特に、軽飛行機の市内上空での低空飛行に関しては、市民が静かな生活を過ごすことができるよう配慮し、土曜日、日曜日は当然のこと、平日においても飛行を行わないこと。

7 在日米軍の事件・事故に関する的確な情報提供について

日米合同委員会の合意に基づく、事件・事故情報以外でも、基地に起因する事故等が発生した場合は、速やかに事故等の情報を提供すること。

8 基地の外における軍人等の法遵守、マナーの向上について

昨今、在日米軍基地所属の軍人等における不祥事が起こっている。基地の外で行動する際には、法の遵守はもちろんのこと、市民の迷惑とならないよう、マナーの向上に努め、市民との友好を図るよう米軍に要請されたい。

特に、深夜遅く、飲酒して騒ぐなど、近隣住民に迷惑をかけることがないよう、軍人等に対する指導・教育を徹底するよう米軍に要請されたい。

【別紙 1】

福 議 発 第 186 号

平成 23 年 1 月 12 日

内 閣 総 理 大 臣
防 衛 大 臣 様
北 関 東 防 衛 局 長

福生市議会
議 長 大 野 聰

中期防衛力整備計画（平成 23 年度～平成 27 年度）に対する抗議・申入れ書

福生市は、半世紀以上にわたり狭い行政面積の 3 分の 1 を横田基地に提供し続けている。このように高い割合で基地への土地提供をしている自治体は、沖縄県を除き全国でも福生市以外にはない。

また、こうした狭い行政面積の中、米軍横田基地を抱えている当市において、私ども市議会としても、市民生活の安全の確保を最優先し、生活環境の整備充実等について、専心努力しているところである。

このような中、今回の在日米軍再編に伴う、航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊が横田飛行場に移駐するということについても、国防上の理由等でやむを得ないことと容認してきたところである。

しかし、昨年 12 月 17 日閣議決定された中期防衛力整備計画（平成 23 年度～平成 27 年度）において、「米軍とのインターオペラビリティを向上するため、横田基地を新設し、航空総隊司令部等を移転する。」との表現が突然されたことについては、今まで説明を受けてきた中には一切使われていなかった表現である。これについては、事前の説明は何もされずに表記されたものであり、単なる呼称上の問題で済まされることなく、基地機能の強化、基地の態様の変化へとつながる重要な意味をもつ文言であると危惧されるところである。

平成 18 年に本市が、基地の態様の変化については、国は市及び市民に速やかに説明責任を果たすようにとの要請に対し、要請があった各事項については、重く受け止め、鋭意検討し取り組む所存との回答をいただいているが、このたびの公表については、地元自治体に事前説明は一切なく、いきなりの公表であったことは、地元住民の感情を軽視するものであり、今まで構築してきた信頼関係を根底から覆すような重大な行為であると考える。

よって、福生市議会は、このことについて強く抗議するとともに、次の項目について、速やかに文書をもって回答されるよう申し入れる。

申 入 れ 事 項

- 1 米軍横田基地を抱える自治体に対して、国及び防衛省は、いかなる考えをもっているのか。
- 2 基地に関する事項については、閣議決定し公表する前に、なぜ地元（福生市）に対して事前説明等を行わなかったのか。
- 3 今回のこのような国の対応は、市との信頼関係を喪失させる最大の要因となると考えるが、国はどのように考えるか。
- 4 「横田基地を新設」は、単なる呼称上の問題ではなく、大きな態様の変化であり、基地機能の強化につながるものと懸念するが、この新設とはどのような内容か。
- 5 米軍とのインターオペラビリティとは、中期防衛力整備計画においてどのような意味をもつのか。インターオペラビリティとは、運用上における大きな態様の変化ではないのか。
- 6 再編交付金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金（9条交付金）等の交付額は、「横田基地を新設」ではなく、「航空総隊司令部及び関連部隊を移転」を前提に決められたものであると理解するが、どのような位置付けか。
- 7 航空総隊司令部等の「等」とは、防空指揮群、作戦情報隊、気象関連部隊、警務関連部隊のみと考えてよいのか。
- 8 今まで国からは、府中基地からの航空総隊司令部及び関連部隊の移転以外の説明はなく、これに基づき、今後、これ以上の態様の変化や基地機能の強化については、福生市議会として絶対に容認できない。
今後、さらなる部隊、航空機の移駐がされないことを確約すること。
- 9 その他、この8項目以外にも横田基地に関する情報について、その詳細を速やかに福生市議会へ提供すること。

福生市議会議長 殿

北関東防衛局長

中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）に対する抗議
・申入れ書について（回答）

平素から防衛行政に対して御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日、貴殿から文書（福議発第186号。平成23年1月12日付）により防衛大臣及び当職あてに抗議・申し入れがありました事項について、防衛本省と調整の上、当職より下記のとおり回答いたします。

記

1、2、3、4、7及び8について

横田飛行場が所在する関係地方公共団体におかれましては、同飛行場の安定的な使用の確保について、平素より多大なる御理解と御協力を賜り、深く感謝しております。

横田飛行場に移転する部隊については、現在、府中基地に所在する航空自衛隊航空総隊司令部並びに関連部隊である作戦情報隊、防空指揮群、気象関連部隊及び警務関連部隊を予定しており、その他の部隊を移転させる予定はありません。

航空機の移駐については、航空総隊司令部等の移転後においても自衛隊員の移動などのためにヘリコプターや輸送機等の往来はあり得ますが、航空機部隊及び航空機が常駐する予定はありません。

昨年12月17日に閣議決定された中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）における「横田基地を新設し、航空自衛隊航空総隊司令部等を移転する」との記述については、以上のような考え方を踏まえたものであり、これまで御説明してきた内容を超えるものではありません。また、これまで御説明してきた施策を具体化するに当たり、法令上の整理として「横田基地」との文言を用いたものであります。

北関東防衛局として思いが至らず、中期防衛力整備計画に関しての説明については、十分な配慮をすべきものであったと考えております。引き続き、当局と貴市との連絡を密にしていくことにより対応して参りたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

5について

日米間のインターオペラビリティ（相互運用性）の向上とは、部隊運用などの面で、日米の相互の連携を向上させることであり、これまで御説明してきたとおり、今回の航空総隊司令部等の移転により、我が国の防空や弾道ミサイル防衛における情報共有を始めとする日米の司令部組織間の連携が強化されるものであり、このようなインターオペラビリティの向上が図られることとなります。

6について

再編交付金は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）に基づき交付されるものであり、横田飛行場においては、航空総隊司令部及び関連部隊の移転の規模等を点数化し、交付しているものであります。

また、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）に基づき、横田飛行場の設置又は運用が周辺に与える影響に応じて交付しているものであり、今後とも、自衛隊を含む横田飛行場の設置・運用等による障害の実態を踏まえ、交付することとなります。

なお、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律等に基づく民生安定施設の助成等については、今後とも、貴市からの御要望をお聞きしながら、可能な限り努力してまいりたいと考えております。

9について

防衛省としては、これまでも可能な限り関係地方公共団体に情報提供を行ってきたところであり、今後とも、横田飛行場に関する情報については、貴市及び関係地方公共団体に対し、適時適切に説明を行い、御理解と御協力が得られるよう努めてまいります。

関連文書：福議発第186号（平成23年1月12日）

平成25年度 防衛補助事業概算要望一覧表

(単位:千円)

適用	事業名	事業概要	事業費	補助率	補助額	年次区分	備考(全体事業費)
第8条	市道幹線Ⅱ-19号線外1改良事業	第二工区 L=530m	142,715	7/10 6/10	92,941	3/5	646,400
	福東緑地整備事業	12139.1m ²	113,047	2/3	75,365	2/2	151,540
	玉川上水緑地日光橋公園整備事業	実施設計	5,073	2/3	3,382	1/2	76,696
	消防施設(消防ポンプ自動車)	第一分団 消防ポンプ自動車 1台	(10,955) 20,098	2/3	7,303	1/1	20,098
	合 計		280,933		178,991		894,734

()内は、補助対象事業費